

# 大気汚染防止法における 石綿事前調査及び石綿除去作業フロー

## ～工事着手までの流れ～

### 1. 石綿事前調査の実施

解体等工事の対象となるすべての建築物・工作物等について石綿使用の有無を調査してください

※石綿使用”無し”と判断する場合は、分析結果、製造メーカー等の証明、設計図書等の確認が必要です。確認できない場合は、“みなし”としてください。



### 2. 事前調査記録・作業計画の作成

調査結果を記録し、石綿の使用があり（みなし）の場合は、作業計画を作成してください

※石綿使用”無し”と判断した場合は、事前調査記録へ”無し”を証明できる書類（分析結果、製造メーカー等の証明、設計図書等）を添付してください。



### 3. 発注者へ事前調査結果の説明

発注者へ事前調査結果及び作業計画を書面で説明し、説明書面の写しを保管してください

※届出対象の特定建材の使用があり（みなし）の場合は、届出事項についても説明してください  
この場合は、石綿除去作業開始の14日前までに説明してください。



### 4. 市等へ事前調査結果の報告

市等へ事前調査結果を報告してください



### 5. 作業員へ調査結果及び作業計画の説明

現場作業員（下請け等も含む）へ調査結果及び作業計画を説明してください



### 6. 調査結果の掲示

事前調査結果、作業計画及び届出事項等を周辺住民から見やすい場所へ掲示してください



### 7. 現場への記録の保管

事前調査記録、作業計画を現場に保管してください

## ～作業中の流れ～ 【特定建築材料があり(みなし)の場合】

### 8. 作業基準の遵守

すべての石綿除去作業者が、作業基準を遵守してください



### 9. 作業記録の作成

作業者は、作業の記録を取り、現場責任者（元請業者）は記録を確認し、作業が適切に行われるよう必要な指導を行ってください



### 10. 取り残しがないことの確認

石綿除去作業完了後は、有資格者（調査者 または 石綿作業主任者）が取り残しがないことを確認し記録してください

## ～作業完了後・工事終了後の流れ～

### 11. 発注者へ完了の報告 【特定建築材料があり(みなし)の場合】

石綿除去作業完了後は、遅延なく発注者へ作業完了を書面により報告してください



### 12. 記録類の会社・事務所保管

【すべての解体等工事】

事前調査の記録、発注者への事前調査結果説明書面（写）

【特定建築材料があり(みなし)の場合】

作業計画、作業記録、発注者への作業完了報告の書面（写）を工事終了から3年間会社等で保管してください

詳細は、浜松市発行パンフレット・浜松市HPなどをご確認ください  
ご不明な点は、下記までお問い合わせください

#### 【お問い合わせ先】

浜松市環境部環境保全課 大気・騒音対策グループ  
浜松市中央区鴨江三丁目1-10（鴨江分庁舎4階）

TEL：053-453-6170

FAX：050-3606-4363

E-mail：kankyoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

※記載事項以外にも、労働安全衛生法により定められた事項があります。  
法令やマニュアルを確認し、不明な点は労働基準監督署へお問い合わせください。